

人員に関する基準

1 介護職員の配置

事例
・ 介護職員が配置されていない（不在の）時間帯がある日が確認された。
指導内容・ポイント
○常に1以上の介護職員が確保されるよう、適切な人員を配置すること。 【居宅基準省令第175条第2項第2号ハ】

2 看護職員の配置

事例
・ 常勤の看護職員1人を配置しているが、機能訓練指導員を兼務していることから常勤換算方法で1未満となり、基準である常勤換算方法で1以上（総利用者の数が30を超えない指定特定施設の場合）を満たしていない。
指導内容・ポイント
○ 新たに職員を確保すること等により、適正な人員を配置すること。 〔看護職員の数〕 ※ 利用者の数が30を超えない指定特定施設にあっては、常勤換算方法で、1以上 ※ 利用者の数が30を超える指定特定施設にあっては、常勤換算方法で、1に利用者の数が30を超えて50又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 【居宅基準省令第175条第2項第2号ロ】

運営に関する基準

1 受託居宅サービス事業者への委託（外部サービス利用型）

事例
・ 受託居宅サービス事業者への委託契約書において、基準解釈通知に掲げる文書により取り決めるべき事項の一部について、記載が確認できなかった。
指導内容・ポイント
○受託居宅サービス事業者への委託に係る業務の管理及び指揮命令の確実な実施を確保するため、委託契約書について、次の必要事項を取り決める内容に見直した上で、委託契約を締結すること。 イ 当該<u>委託の範囲</u> ロ 当該委託に係る<u>業務の実施に当たり遵守すべき条件</u> ハ 受託居宅サービス事業者の従業者により当該委託業務が居宅基準第12章第5節の<u>運営基準に従って適切に行われていること</u> <u>を外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が定期的に確認する旨</u> ニ 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が当該委託業務に関し受託居宅サービス事業者に対し<u>指示を行い得る旨</u> ホ 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が当該<u>委託業務に関し改善の必要を認め、所要の措置を講じるよう</u> <u>前号の指示を行った場合において、当該措置が講じられたことを外部サービス利用型特定施設入居者生活介護事業者が確認する旨</u> ヘ 受託居宅サービス事業者が実施した当該<u>委託業務により入居者に賠償すべき事故が発生した場合における責任の所在</u> ト その他当該委託業務の適切な実施を確保するために必要な事項 ○この場合において、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は受託居宅サービス事業者に委託した業務を<u>再委託させてはならない。</u> 【居宅基準解釈通知第3の十の2の3(4)①】

2 特定施設サービス計画の作成

事例
・ 利用者が入居した日から約1か月の間、特定施設サービス計画を作成しないまま、サービス提供を行っている。
指導内容・ポイント
○利用者が入居する際に、計画作成担当者が、 <u>特定施設サービス計画原案について、あらかじめ作成し、利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得た上で、特定施設サービスの提供を開始すること。</u> 【介護保険法第8条第11項】 【居宅基準省令第184条】

3 利用料等の受領

事例
・ 重要事項説明書に、食事以外にもトロミ剤を使用する場合には日額の支払いを受ける旨を記載しており、嚥下機能の低下等により水分補給の際にトロミ剤を使用した入居者から費用を徴収している。
指導内容・ポイント
○ 嚥下困難な高齢者に対する <u>水分補給の際に使用するトロミ剤</u> については、 <u>介護サービスの一環</u> として入居者の嚥下機能に応じて提供されるものであることから、 <u>入居者から支払いを求めないこと。</u> 【居宅基準省令第182条第3項】 【居宅基準解釈通知第3の十の3(4)②】 【通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて（平成12年3月30日老企第54号）】

介護報酬

1 個別機能訓練加算

事例
・ 特定施設サービス計画に個別機能訓練計画の内容を記載しているが、他項目と混在しており、個別機能訓練の目標、実施方法等が不明瞭である。
指導内容・ポイント
○特定施設サービス計画に個別機能訓練計画に相当する内容を記載する場合には、 <u>個別機能訓練の目標、実施方法、訓練内容等を明確に記載すること。</u> ○なお、個別機能訓練を行う場合は、 <u>開始時及びその 3 月ごとに 1 回以上利用者に対して個別機能訓練計画の内容を説明し、記録すること。</u> 【施設報酬留意事項通知第 2 の 4 (9)③④】

2 夜間看護体制加算（Ⅰ）（Ⅱ）

事例

- ・夜勤又は宿直を行う看護職員が1名以上配置されていない日についても当該加算を算定していた。【当該加算（Ⅰ）のみ】
- ・重度化した際の対応について、当該対応に係る指針が定められていない。【当該加算（Ⅰ）（Ⅱ）共通】
- ・夜間における連絡体制・対応体制（オンコール体制）のマニュアル等を整備しているが、職員への周知については、ミーティングにおいてマニュアルを作成した旨だけを伝えていた。【当該加算（Ⅱ）のみ】

指導内容・ポイント

- 算定する期間において夜勤又は宿直を行う看護職員の数が1名以上であって、かつ、必要に応じて健康上の管理等を行う体制を確保すること。【当該加算（Ⅰ）のみ】
 - 重度化した場合における対応に係る指針を定めること。【当該加算（Ⅰ）（Ⅱ）共通】
 - また、入居の際にその内容を利用者又はその家族に説明し、同意を得ること。加えて、同意を得た記録を残すこと。【当該加算（Ⅰ）（Ⅱ）共通】
 - 夜間における連絡・対応体制（オンコール体制）に関する取り決め（指針やマニュアル等）について、特定施設内研修等を通じ、介護職員及び看護職員に対し周知すること。【当該加算（Ⅱ）のみ】
- 【施設基準告示第23号イ(2)、(3)、ロ(1)、(2)】
- 【施設報酬留意事項通知第2の4(11)②、③ハ】

3 協力医療機関連携加算

事例
・ 利用者の病歴等の情報を共有する会議を実施しているとのことだが、開催状況について記録されていない。 ・ 前回の情報提供日から次回の情報提供日までの間において、看護職員が利用者ごとに健康の状況について記録していない。
指導内容・ポイント
○上記会議の開催状況については、その概要を記録すること。なお、当該会議は、概ね月に1回以上実施されている必要がある。 ○看護職員は、<u>前回の情報提供日から次回の情報提供日までの間において、利用者ごとに健康の状況について随時記録すること。</u> 【施設報酬留意事項通知第2の4(13)④、⑦、⑧】

4 口腔・栄養スクリーニング加算

事例

・利用者の健康状態について、介護支援専門員に対し報告を行っているが、スクリーニングにおいて確認すべき項目について、把握した内容が記録で確認できない。

指導内容・ポイント

○6月ごとに行うスクリーニングにおいては、施設報酬留意事項通知に記載のある確認項目について、確認した情報を記録するとともに、確認した情報を介護支援専門員に対し、文書等で提供すること。口腔の健康状態が低下しているおそれのある場合や低栄養の状態の場合は、併せて、その改善に必要な情報も介護支援専門員へ提供すること。

〔施設報酬留意事項通知に記載のある確認項目〕

イ 口腔スクリーニング

- a 開口ができない者 b 歯の汚れがある者 c 舌の汚れがある者 d 歯肉の腫れ、出血がある者
e 左右両方の奥歯でしっかりかみしめることができない者 f むせがある者
g ぶくぶくうがいができない者（※利用者の状態に応じて確認可能な場合に限って評価を行うこと）
h 食物のため込み、残留がある者（※利用者の状態に応じて確認可能な場合に限って評価を行うこと）

ロ 栄養スクリーニング

- a BMIが18.5未満である者
b 1～6月間で3%以上の体重の減少が認められる者又は「地域支援事業の実施について」（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知）に規定する基本チェックリストのNo.11の項目が「1」に該当する者
c 血清アルブミン値が3.5g/dl以下である者
d 食事摂取量が不良（75%以下）である者

【大臣基準告示第42号の6】 【施設報酬留意事項通知第2の4(14)②】

【リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の実施及び一体的取組について（令和6年3月15日老高発0315第2号・老認発0315第2号・老老発0315第2号）第2章第5】

5 看取り介護加算

事例
・ 医師によって回復の見込みがないと診断された旨の記録が確認できない。 ・ 入居の際に利用者又はその家族に対し、看取りに関する指針を説明し、同意を得ていない。 ・ 看取り介護に係る計画について、利用者又はその家族等から同意を得る前に加算を算定している。 ・ 看取り介護の事後検証等について、ケアカンファレンスを実施していない。 ・ 看取りに関する研修を実施していない。
指導内容・ポイント
○医師が回復の見込みがないと診断した記録を残しておくこと。 ○<u>看取りに関する指針については、入居の際に、利用者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ること。</u> ○看取り介護に係る計画は、医師等のうちその内容に応じた適当な者が説明をし、当該計画について<u>利用者又はその家族等から同意を得てから加算を算定すること。</u> ○多職種の参加するケアカンファレンス等を通じて、実施した看取り介護の検証や、職員の精神的負担の把握及びそれに対する支援を行うこと。 ○看取りに関する研修を実施し、その記録を残すこと。 【施設基準告示第24号】 【利用者等告示第29号】 【施設報酬留意事項通知第2の4(18)】